

我が国の租税条約についての MLI (BEPS 防止措置実施条約)の適用の進展

Issue 148, September 2019

In brief

我が国は 2018 年 9 月 26 日に MLI (BEPS 防止措置実施条約) の受諾書を OECD に寄託し、MLI は我が国について、2019 年 1 月 1 日に発効しました。我が国の MLI 対象租税協定国・地域 (39 カ国・地域) のうち、2019 年 8 月 30 日現在、16 カ国が受諾書等の寄託を行っており、そのうち 13 カ国について MLI が発効しています。対象租税協定について適用となる MLI の規定はそれぞれの条約毎に異なりますが、取引の主たる目的に基づく条約の特典の否認に関する規定 (MLI 第 7 条 1) は、すべての対象租税協定について適用されますので、投資対象国についての影響を検討する必要があります。

In detail

1. MLI の発効と租税条約への適用

MLI は批准書等が OECD に寄託された日から 3 カ月を経過する日を含む月の翌月の初日に発効し、対象租税協定については原則として、①源泉徴収に係る租税については両締約国で MLI の発効した日 (いずれか遅い日) 以後に開始する年の 1 月 1 日以後に課されるものから適用され、②その他の全ての租税については両締約国で MLI が発効した日 (いずれか遅い日) から 6 カ月を経過した時以後に開始する課税期間に係るものから適用が開始されます。相互協議手続の規定 (16 条) は、両締約国で MLI の発効した日 (いずれか遅い日) 以後に一方の当事国の権限のある当局に対して申し立てられた事案 (MLI によって修正される前の当該対象租税条約の規定に基づく一定のもの除く) に関し、当該事案が関連する課税期間に関係なく適用されません。なお、上記の適用日等に代わる日の選択も認められています。

我が国の MLI は 2019 年 1 月 1 日に発効し、我が国の対象租税協定国・地域についての発効及び租税条約への適用は下記の通りです。

(1) 我が国の BEPS 防止措置実施条約 (以下、「MLI」) の発効

寄託日 (発効日)	協定名
2018 年 9 月 26 日 (2019 年 1 月 1 日)	「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」(注 1)

(注 1) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/press_release/20180927mli.htm

(2) 我が国の租税条約に対するMLIの適用関係(注2)

相手国・地域	寄託日	発効日(注3)	適用関係	
			源泉徴収	その他課税
ポーランド	2018年1月23日	2019年1月1日	2019年1月1日以後	2019年7月1日以後開始課税期間
スウェーデン	2018年6月22日	2019年1月1日	スウェーデンによる通告の後に確定	
ニュージーランド	2018年6月27日	2019年1月1日	2019年1月1日以後	2019年7月1日以後開始課税期間
英国	2018年6月29日	2019年1月1日	2019年1月1日以後	2019年7月1日以後開始課税期間
イスラエル	2018年9月13日	2019年1月1日	2019年1月1日以後	2019年7月1日(イスラエルでは2020年1月1日)以後開始課税期間
スロバキア	2018年9月20日	2019年1月1日	2019年1月1日以後	2019年7月1日以後開始課税期間
オーストラリア	2018年9月26日	2019年1月1日	2019年1月1日以後	2019年7月1日以後開始課税期間
フランス	2018年9月26日	2019年1月1日	2019年1月1日以後	2019年7月1日以後開始課税期間
シンガポール	2018年12月21日	2019年4月1日	2020年1月1日以後	2019年10月1日以後開始課税期間
アイルランド	2019年1月29日	2019年5月1日	2020年1月1日以後	2019年11月1日以後開始課税期間
フィンランド	2019年2月25日	2019年6月1日	2020年1月1日以後	2019年12月1日(フィンランドでは2020年1月1日)以後開始課税期間
オランダ	2019年3月29日	2019年7月1日	2020年1月1日以後	2020年1月1日以後開始課税期間
ルクセンブルク	2019年4月9日	2019年8月1日	2020年1月1日以後	2020年2月1日以後開始課税期間
アラブ首長国連邦	2019年5月29日	2019年9月1日	2020年1月1日以後	2020年3月1日以後開始課税期間
インド	2019年6月25日	2019年10月1日	2020年1月1日(インドでは2019年10月1日)以後	2020年4月1日以後開始課税期間
ノルウェー	2019年7月17日	2019年11月1日	2020年1月1日以後	2020年5月1日以後開始課税期間

(注2) https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/mli.htm

(注3) 日本と相手国両国での発効日(日本より前に寄託を行っている国については、日本の発効日)

2. 適用されるMLIの規定

対象租税協定について適用となるMLIの規定は以下の通りです。

	英国	イスラエル	オーストラリア	スウェーデン	スロバキア	ニュージーランド	フランス	ポーランド
3条（課税上透明体）	✓	✓			✓	✓		✓
4条（双方居住者）	✓	✓	✓		✓	✓		✓
6条（前文改正）	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
7条（PPT）	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
9条（不動産化体株式）		✓	✓		✓	✓	✓	✓
10条（第三国PE）		✓			✓	✓		
12条（代理人PE）		✓			✓	✓	✓	
13条（準備的補助的活動）	✓	✓	✓		✓	✓	✓	
15条（関連者定義）	✓	✓	✓		✓	✓	✓	
16条（相互協議）	✓		✓	✓	✓	✓	✓	
17条（対応的調整）	✓	✓			✓	✓	✓	✓
18条（仲裁）			✓				✓	

	シンガポール	アイルランド	フィンランド	オランダ	ルクセンブルグ	UAE	インド	ノルウェー
3条（課税上透明体）		✓			✓			✓
4条（双方居住者）				✓			✓	✓
6条（前文改正）	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
7条（PPT）	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
9条（不動産化体株式）		✓		✓			✓	
10条（第三国PE）				✓			✓	
12条（代理人PE）							✓	✓
13条（準備的補助的活動）		✓		✓			✓	✓
15条（関連者定義）		✓		✓			✓	✓
16条（相互協議）		✓	✓	✓	✓	✓		
17条（対応的調整）	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
18条（仲裁）	✓	✓	✓		✓			

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
高野 公人

パートナー
鬼頭 朱実

ディレクター
城地 徳政

ディレクター
荒井 優美子

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 250,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2019 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。